記入日：令和　　　　年　　月　　日

文部科学省総合教育政策局

地域学習推進課長　　宛

チーム名：　　　　市（町、村、地区）家庭教育支援チーム

（呼称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）

代表者氏名：

**「家庭教育支援チーム」登録制度に係る希望届出 　【要綱１１（１）関係】**

**（　新規　・　変更　）**

**※下記（１）の事項は文部科学省のホームページにて公表しますが、（２）は事務手続きのみに使用し公表しません。**

「家庭教育支援チーム」登録制度の運用指針６に基づき、家庭教育支援チームのロゴマークの提供及び文部科学省ホームページでの概要の公表等を希望しますので、以下のとおり、必要事項を報告します。

（１）活動主体（チーム）について

|  |  |
| --- | --- |
| **①チーム名****（呼称）** | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市（町、村、地区）家庭教育支援チーム　（呼称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　URL：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| **②活動拠点** |  |
| **③活動範囲** |  |
| **④活動形態**（複数チェック可能） | [ ] 保護者等への学びの場の提供[ ] 保護者等への地域の居場所づくり[ ] アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者の居場所に出向いて届ける支援）　　　　[ ] 自宅に届ける支援（情報提供、相談対応等）　　　　[ ] 保育所・幼稚園・学校等に届ける支援（情報提供、相談対応等）　　　　[ ] その他の保護者に届ける支援（情報提供、相談対応等）[ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **⑤活動対象**（複数チェック可能） | [ ] 乳幼児　[ ] 小学生（低学年）　[ ] 小学生（中学年）　[ ] 小学生（高学年）[ ] 中学生　[ ] 高校生以上　　　　の子供を持つ保護者に対する活動を実施 |
| **⑥活動概要** | *※活動の背景・目的、内容等を４～５行程度で記入してください。* |
| **⑦問合せ先****【公表可能な連絡先】** | （部署・氏名等）（TEL）　　　　　　　　　　　　（E-mail） |

（２）その他

|  |  |
| --- | --- |
| **①登録要件**（チェックが必要） | [ ] 私たちは、保護者への家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の趣旨を理解し、登録要件に反する活動は行いません。【登録要件】・継続的な取組を行うものであること。・団体自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。・団体の構成員が反社会的勢力ではないこと。・営利を主たる目的とした活動を行うものでないこと。・特定の政党、政治団体、宗教団体等の思想、信条及び利害に偏った目的による活動を行わないこと。・上記に該当しない場合であって、当該家庭教育支援チームの活動の趣旨と異なる活動について、宣伝や勧誘を行わないこと。・家庭教育支援チームの趣旨に反する活動、公の秩序又は善良の風俗を害する恐れのある取組を行わないこと。・その他、家庭教育支援チームとして登録すべきでない特段の事情がないこと。また、法令等に違反する又は違反する恐れのある行為を行わないことはもとより、文部科学省の信用を傷つける行為と判断される行為を行わないこと。 |
| **②チーム連絡先** | （氏名）（住所）〒　（TEL）　　　　　　　　　　　　（E-mail） |
| **③行政担当窓口****（市区町村の担当者）**（すべての項目に　チェックが必要） | [ ] 申請チームが登録条件を全て満たしていることを確認しました。[ ] 当該チームが登録要件に反する行為又は反する恐れのある行為を行った場合、自治体の責任において速やかに報告します。 |
| （担当者氏名・所属）（住所）〒　（TEL）　　　　　　　　　　　　（E-mail） |

（参　考）

○「家庭教育支援チーム」登録制度の運用指針（令和２年３月２日 家庭教育支援室長決定（令和２年３月２７日最新改正））（抜粋）

６　その他【要綱１１（１），６，７関係】

　文部科学省の家庭教育支援に関する補助事業又は委託事業を活用した家庭教育支援チーム（以下「事業チーム」という。）は、当該事業の実施期間中、希望に応じて、別に定める家庭教育支援チームのロゴマークの提供を受け、それを使用することができるとともに、当該チームの概要を文部科学省ホームページにて公表するほか、必要な広報・情報提供等を受けることとし、この場合、当該チームは登録チームとみなすこととする。

事業チームは、上記ロゴマークの提供等を希望する場合、該当事業に係る交付決定日又は委託契約締結日以降、別添様式に必要事項を入力したファイルを電子メールに添付し、市区町村及び都道府県（指定都市）の担当者を経由して、文部科学省のメールアドレス（katei@mext.go.jp）宛てに送信することとする。文部科学省においては、当該ファイルに必要事項が記入されていることを確認した後、当該チームに対して上記ロゴマークを提供するとともに、当該チームの概要をホームページに公表することとする。なお、事業チームからの上記希望の届出は、該当事業を実施する年度ごとに行うこととする。

また、事業チームは、該当事業の実施期間中、上記ファイルの記載事項に変更が生じた場合、要綱９に基づく変更と同様、必要な手続きを行うこととする。